

●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年8月16日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	高 田 良 徳
同	新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
県税事務所	平成31年4月22日
営繕課	令和元年6月4日
人権・同和政策課	〃
総務学事課	令和元年6月7日
財産経営課	〃
人事・行革課	〃
総務事務集中課	令和元年6月11日
秘書課	〃
国際課（パスポートセンター）	〃
税務課	令和元年6月12日
職員課（健康管理室）	〃
広聴広報課（県民室）	〃
文書館	令和元年7月9日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

(ア) 納税貯蓄組合連合会に対する補助金について、補助対象外の経費に対し交付決定をしていた。（県税事務所）

(イ) 自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあつた。（営繕課）

(ウ) 超過勤務手当の支給について、支給が漏れているものがあつた。（財産経営課、人事・行革課）

(エ) 職員の県外出張について、旅費の支給漏れがあつた。また、自家用車公務使用申請書も出ていなかった。（職員課）

(オ) 自家用車の公務使用について、あらかじめ旅行命令者の承認を受けていないものがあった。また、自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。(文書館)

イ 契約について

(ア) 清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかった。(県税事務所)

(イ) 職員住宅消防設備保守点検業務委託について、業務委託期間が終了する前に履行確認をし、委託料を支払っていた。また、成果の報告書の提出も受けていなかった。(職員課)

ウ 物品について

重要物品の廃棄処分の手続を行っていないものがあった。(財産経営課)

エ その他について

前年度指導していたにもかかわらず、調定額整理簿などに自主検査実施後の検査済の表示がされていなかった。(財産管理課)

(3) 検討指示事項

県に事務局を置く任意団体等の会計事務を県が行う場合は、複式簿記で会計を行うこと、及び当該所属職員以外の者で会計事務の検査を行うことについて、「県に事務所を置く任意団体等の設置及び運営に係る指針」の見直しを検討する必要がある。(人事・行革課)